

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の三）</p> <p>第二章 一般の退職手当（第二条の四―第八条）</p> <p>第三章 特別の退職手当（第九条・第十条）</p> <p>第四章 退職手当の支給制限等（第十一条―第十八条）</p> <p>第五章 雑則（第十九条・第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（遺族の範囲及び順位）</p> <p>第二条の二 この法律において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）</p> <p>二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの</p> <p>三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族</p> <p>四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの</p> <p>2 この法律の規定による退職手当を受けらるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 一般の退職手当（第二条の三―第八条）</p> <p>第三章 特別の退職手当（第九条・第十条）</p> <p>第四章 雑則（第十一条―第十四条）</p> <p>附則</p>

母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この法律の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この法律の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの法律の規定による退職手当の支給を受けることができず、先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第二条の三 (略)

(一般の退職手当)

第二条の四 (略)

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 (略)

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかか

(退職手当の支払)

第二条の二 (略)

(一般の退職手当)

第二条の三 (略)

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 (略)

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該

わらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 三 (略)

(俸給月額額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

2 第五条の二 (略)

前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととして、この法律を除外する)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。))若しくは第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けたこと(この場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。))の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたこと)がある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日以前に職員、地方公務員、第七条の二

各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 三 (略)

(俸給月額額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

2 第五条の二 (略)

前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第七条の二第四項、第七条の三第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。))の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。))若しくは第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けたこと(この場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日以前に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。))をいう。

第一項に規定する公庫等職員又は第八条第一項に規定する独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

一 四 (略)

五 第八条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間

六 第八条第二項に規定する場合における独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間

七 (略)

(退職手当の調整額)

第六条の四 (略)

2 及び 3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者(第六号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。)のうち自己都合退職者(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のもののでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

一 四 (略)

五 第七条の三第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間

六 第七条の三第二項に規定する場合における独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間

七 (略)

(退職手当の調整額)

第六条の四 (略)

2 及び 3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの(次号及び第三号に掲げる者を除く。) 第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの(次号に掲げ

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものの
勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四
年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二
分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの
零

六 (略)

5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)
第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲
げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の
日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割
合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第
五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その
乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一、四 (略)

2 (略)

3 (勤続期間の計算)

第七条 (略)
職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれ
かに該当する場合を除く。)において、その者が退職
の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項
の規定による在職期間の計算については、引き続き在
職したものとみなす。

る者を除く。) 前号の規定により計算した額の二
分の一に相当する額

三 (略)

5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲
げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の
日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割
合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第
五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その
乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一、四 (略)

2 (略)

3 (勤続期間の計算)

第七条 (略)
職員が退職した場合(第八条第一項各号のいずれか
に該当する場合を除く。)において、その者が退職の
日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の
規定による在職期間の計算については、引き続き在
職したものとみなす。

4
5
8 (略)

(公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第七条の二 (略)
2
及び3 (略)

4 | (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条 (略)
2
及び3 (略)

4
5
8 (略)

(公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の二 (略)
2
及び3 (略)

5 | (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例)

第七条の三 (略)
2
及び3 (略)

4 | 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支給制限)

第八条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

二 国家公務員法第七十六条の規定による失職(同法

（失業者の退職手当）

第十条（略）

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 （略）

2 15 （略）

第四章 退職手当の支給制限等

（定義）

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意

第三十八条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

三 国家公務員法第九十八条第三項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

2 一般の退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの（第六条の四第四項第三号に掲げる者を除く。）

二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で政令で定めるもの。

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（失業者の退職手当）

第十条（略）

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

二 （略）

2 15 （略）

第四章 雑則

（遺族の範囲及び順位）

第十一条 第二条に規定する遺族は、左の各号に掲げる

義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日におけるイからホまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める機関をいう。ただし、ホに定める機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）をいう。

イ 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条第一号に規定する各議院事務局の事務総長
両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関

ロ 裁判官 最高裁判所

ハ 検査官 会計検査院

ニ 人事官 人事院

ホ イからニまでに掲げる者以外の職員 国家公務員法その他の法令の規定（国家公務員法第八十四条第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）を除く。）により当該職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を

者とする。

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。

有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 国家公務員法第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当

（遺族からの排除）

第十一条の二 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第十二条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項及び次条第三項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 | 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定に

3 | 該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 | 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

よる退職手当は、支給しない。

3 | 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に對する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たたる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額を支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止め処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止め処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条に規定する期間が経過した後におい

間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができ

る。
5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当

ては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 各省各庁の長等は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分

4 前項の規定は、各省各庁の長等が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 一時差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

6 前条第二項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

7 各省各庁の長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 各省各庁の長等は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、総務大臣に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額を支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10) 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払

(退職手当の返納)

第十二条の三 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、各省各庁の長等は、その支給をした一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

2) 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関し必要な事項は、政令で定める。

を受け権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し国家公務員法第八十二条第二項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十六条第二項又は国会職員法第二十八条第二項の規定による懲戒免職等処分(以下「再任用職員等に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員等)に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2 | 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 | 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 | 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 | 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 | 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいづれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失

<p>業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部 の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る 刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の 算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間 中の行為に關し再任用職員等に対する免職処分を受 けたとき。</p>	<p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再 任用職員等に対する免職処分の対象となる職員を除 く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定 の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと き。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十 条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の 額の支払を受けている場合(受けることができる場合 を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等 については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前 項の規定による処分を行うことができない。</p>	<p>3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定に よる処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行う ことができる。</p>	<p>4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行 おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を 聴取しなければならない。</p>	<p>5 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の 規定は、前項の規定による意見の聴取について準用す る。</p>	<p>6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分</p>
--	--	--	---	---	---	--	--	------------------------------------

について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第十六条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 | 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 | 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に

第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならない旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならない旨の通知をしたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならない旨の通知をしたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3| をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3| 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し

4| 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に對し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し

禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5| 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する再任用職員等に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6| 前各項の規定による処分に基つき納付する金額は、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の政令で定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えない。

7| 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 | 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当・恩給審査会等への諮問）

第十八条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当・恩給審査会に諮問しなければならない。

2 | 退職手当・恩給審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 | 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に關し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知つてゐる事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

4 | 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に關し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 | 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場

合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会との合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第十九条 職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続き地方公務員となり、地方公共団体又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)に就職した場合において、その者の職員としての勤続

(地方公務員となつた者の取扱い)

第十三条

職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続き地方公務員となり、地方公共団体又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この条において「特定地方独立行政法人」という。)に就職した場合において、その者の職員としての勤続

期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定又は当該特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。）によりその者の当該地方公共団体又は特定地方独立行政法人における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

3 職員が第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

(実施規定)
第二十条 (略)

附 則

1 9 (略)

10 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に地方公務員として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は前項に規定する者のうち、先に職員として在職した後退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けて政令で定める退職をし、か

期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定又は当該特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。）によりその者の当該地方公共団体又は特定地方独立行政法人における地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この法律による退職手当は、支給しない。

(実施規定)
第十四条 (略)

附 則

1 9 (略)

10 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に地方公務員として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は前項に規定する者のうち、先に職員として在職した後退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けて政令で定める退職をし、か

つ、再び職員となり、又は地方公務員となつたことがあるもので政令で定める要件をみたすものが退職した場合におけるその者に対する第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、第二条の四から第六条の五までの規定にかかわらず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下「法律第三十号」という。）による改正前の第七条の二第二項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

15 11
 14 (略)

21 16
 20 (略)

22
 24 (略)

前二項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法律第三十号附則第十二項の規定の例により計算した額とする。

当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

つ、再び職員となり、又は地方公務員となつたことがあるもので政令で定める要件をみたすものが退職した場合におけるその者に対する第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、第二条の三から第六条の五までの規定にかかわらず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下「法律第三十号」という。）による改正前の第七条の二第二項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

15 11
 14 (略)

21 16
 20 (略)

22
 24 (略)

前二項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法律第三十号附則第十二項の規定の例により計算した額とする。

当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

改正案	現行
<p>第十五条 総務大臣前条第一項ノ審査請求ノ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ退職手当・恩給審査会（以下審査会ト称ス）ニ諮問スヘシ</p>	<p>第十五条 総務大臣前条第一項ノ審査請求ノ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ）ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下審議会等ト称ス）ニ諮問スヘシ</p>
<p>第四十六条 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ重度障害ノ状態ト為リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス</p>	<p>第四十六条 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ重度障害ノ状態ト為リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス</p>
<p>② 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之カ為重度障害ノ状態ト為リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及増加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル増加恩給ヲ重度障害ノ程度ニ相応スル増加恩給ニ改定ス</p>	<p>② 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之カ為重度障害ノ状態ト為リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及増加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル増加恩給ヲ重度障害ノ程度ニ相応スル増加恩給ニ改定ス</p>
<p>③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ審査会ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査会ニ於テ重度障害カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相当ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス</p>	<p>③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ審議会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審議会等ニ於テ重度障害カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相当ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス</p>
<p>④ 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ重度障害ノ状態ト為ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス</p>	<p>④ 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ重度障害ノ状態ト為ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス</p>
<p>第四十六条ノ二 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ</p>	<p>第四十六条ノ二 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ</p>

- 罹り重度障害ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
- ② 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ為重度障害ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
- ③ 前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ審査會ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査會ニ於テ其ノ障害ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
- ④ 前条第四項ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依リ給スベキ傷病賜金ニ付之ヲ準用ス
- ⑤ 傷病賜金ハ国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十三条若ハ労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ニハ之ヲ給セズ但シ当該補償又ハ給付ノ金額ガ傷病賜金ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限ニ在ラズ
- ⑥ 傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨グズ
- 第四十八条 公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス
- 一 削除
- 二 公務旅行中別表第一号表ニ掲クル流行病ニ罹リタルトキ
- 三 公務員タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不慮ノ

- 罹り重度障害ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
- ② 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ為重度障害ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
- ③ 前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ審査會等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査會等ニ於テ其ノ障害ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
- ④ 前条第四項ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依リ給スベキ傷病賜金ニ付之ヲ準用ス
- ⑤ 傷病賜金ハ国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十三条若ハ労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ニハ之ヲ給セズ但シ当該補償又ハ給付ノ金額ガ傷病賜金ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限ニ在ラズ
- ⑥ 傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨グズ
- 第四十八条 公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス
- 一 削除
- 二 公務旅行中別表第一号表ニ掲クル流行病ニ罹リタルトキ
- 三 公務員タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不慮ノ

災厄ニ因リ傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ審査会ニ於テ
公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタ
ルトキ

災厄ニ因リ傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ審査会等ニ於
テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレ
タルトキ

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定</p>	<p>第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき又は組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>2 及び 3 （略）</p>

する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

第百一条 (掛金等の給与からの控除)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、報酬その他の給与(国家公務員退職手当法に基づき退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項及び次項において同じ。)を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならぬ。

3 5 (略)

第百一条 (掛金等の給与からの控除)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、報酬その他の給与(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項及び次項において同じ。)を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならぬ。

3 5 (略)

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>（給付の制限） 第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分により、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額の全部又は一部を支給しないことができる。 2 及び 3 （略） （国の職員の取扱い） 第百四十二条 （略） 2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>（給付の制限） 第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額の全部又は一部を支給しないことができる。 2 及び 3 （略） （国の職員の取扱い） 第百四十二条 （略） 2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		

(略)		項 第一百十一条第一
(略)	退職手当支給制限 等処分に相当する 処分	十九条 地方公務員法第二
(略)	退職手当支給制限 等処分	八十二条 国家公務員法第

(略)		項 第一百十一条第一
(略)		十九条 地方公務員法第二
(略)		八十二条 国家公務員法第

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等</p> <p>第一節 総務省の設置（第二条）</p> <p>第二節 総務省の任務及び所掌事務（第三条・第四 条）</p> <p>第三節 総務省の長（第五条・第六 条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機 関</p> <p>第一節 特別な職（第七条）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条）</p> <p>第一款の二 退職手当・恩給審査会（第八条の二）</p> <p>第二款 地方財政審議会（第九条―第十七 条）</p> <p>第三款 国地方係争処理委員会（第十八 条）</p> <p>第四款 電気通信事業紛争処理委員会（第 十九条）</p> <p>第五款 電波監理審議会（第二十条）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（第二十 一条）</p> <p>第三節 特別の機関（第二十二条―第二 十三条の二）</p> <p>第四節 地方支分部局（第二十四条―第二 十九条）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第三十条）</p> <p>第二節 公害等調整委員会（第三十一 条）</p> <p>第三節 消防庁（第三十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等</p> <p>第一節 総務省の設置（第二条）</p> <p>第二節 総務省の任務及び所掌事務（第三 条・第四 条）</p> <p>第三節 総務省の長（第五条・第六 条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機 関</p> <p>第一節 特別な職（第七条）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条）</p> <p>第二款 地方財政審議会（第九条―第十七 条）</p> <p>第三款 国地方係争処理委員会（第十八 条）</p> <p>第四款 電気通信事業紛争処理委員会（第 十九条）</p> <p>第五款 電波監理審議会（第二十条）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（第二十 一条）</p> <p>第三節 特別の機関（第二十二条―第二 十三条の二）</p> <p>第四節 地方支分部局（第二十四条―第二 十九条）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第三十条）</p> <p>第二節 公害等調整委員会（第三十一 条）</p> <p>第三節 消防庁（第三十二条）</p>

附則

第八条 本省に、次の審議会等を置く。

退職手当・恩給審査会

地方財政審議会

2 (略)

第一款の二 退職手当・恩給審査会

第八条の二 退職手当・恩給審査会は、国家公務員退職

手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）及び恩給法

（大正十二年法律第四十八号。恩給法の一部を改正す

る法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則その他恩

給に関する法律を含む。）の規定によりその権限に属

させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、退職手当・恩給審査会の

組織及び委員その他の職員その他退職手当・恩給審査

会に關し必要な事項については、政令で定める。

附則

第八条 本省に、地方財政審議会を置く。

2 (略)

○ 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）（附則第三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 及び 2 附則（略）</p> <p>3 適用日の前日に在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で政令で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、国家公務員退職手当法（昭二十八年法律第八十二号。以下この項において「退職手当法」という。）<u>第二条の四から第六条の五まで</u>、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 及び 二 （略）</p> <p>三 退職手当法第六条又は第六条の二の規定に該当する退職 その者につき旧法第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第二条の四、第三条及び第五条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額</p> <p>4 及び 8 （略）</p>	<p>1 及び 2 附則（略）</p> <p>3 適用日の前日に在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で政令で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、国家公務員退職手当法（昭二十八年法律第八十二号。以下この項において「退職手当法」という。）<u>第二条の三から第六条の五まで</u>、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 及び 二 （略）</p> <p>三 退職手当法第六条又は第六条の二の規定に該当する退職 その者につき旧法第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第二条の三、第三条及び第五条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額</p> <p>4 及び 8 （略）</p>

○ 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）（附則第四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 1 5 (略)</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当法第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に 関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤 続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額 は、退職手当法第三条第一項及び第五条の二並びに法 律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定にか かわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年と して前項の規定の例により計算して得られる額とす る。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定 の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定 に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当法 第二条の四から第六条の五まで、法律第六十四号附 則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附 則第五項から前項まで又は附則第十五項の規定にか かわらず、その者につき法律第六十四号による改正前 の国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法 律第八十二号）の規定により計算した退職手当の額 と退職手当法及び附則第五項から前項まで又は附則第 十五項の規定により計算した退職手当の額とのいづれ が多い額とする。</p> <p>9 11 (略)</p>	<p>附則 1 5 (略)</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手 当法第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の 都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を 除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続 期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は 、退職手当法第三条第一項及び第五条の二並びに法律 第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定にか かわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年とし て前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 法律第六十四号附則第三項又は附則第四項の規定 の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定 に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当法 第二条の三から第六条の五まで、法律第六十四号附 則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附 則第五項から前項まで又は附則第十五項の規定にか かわらず、その者につき法律第六十四号による改正前 の国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法 律第八十二号）の規定により計算した退職手当の額 と退職手当法及び附則第五項から前項まで又は附則第 十五項の規定により計算した退職手当の額とのいづれ が多い額とする。</p> <p>9 11 (略)</p>

14 17 (略)	<p>13 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七條の二及び第十九條第三項の規定の適用について、同法第七條の二第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</p>	<p>12 附則第九項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当法第二條の四及び第六條の五の規定による退職手当の額は、退職手当法第二條の四から第六條の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>一 退職手当法第二條の四から第六條の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額</p> <p>二 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続き在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する金額を合計した額</p> <p>13 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七條の二及び第十九條第三項の規定の適用について、同法第七條の二第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</p>
-----------------	--	---

14 17 (略)	<p>13 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七條の二の規定の適用について、同法第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</p>	<p>12 附則第九項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当法第二條の三及び第六條の五の規定による退職手当の額は、退職手当法第二條の三から第六條の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>一 退職手当法第二條の三から第六條の五まで、法律第六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額</p> <p>二 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続き在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する金額を合計した額</p> <p>13 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七條の二の規定の適用について、同法第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</p>
-----------------	--	---

改 正 案	現 行
<p>附 則 （国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に第五十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条及び附則第十一条において「新退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員として在職する者で日本国有鉄道の職員として在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>4 この法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対し、旧退職手当法の規定により支給した一般の退職手当等の返納については、その者及び一般の退職手当等は、<u>国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法</u>第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の退職した者及び一般の退職手当等とみなして同条の規定を適用する。この場合において、その返納は、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がさせることができるものとする。</u></p>	<p>附 則 （国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に第五十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条及び附則第十一条において「新退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員として在職する者で日本国有鉄道の職員として在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>4 この法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対し、旧退職手当法の規定により支給した一般の退職手当等の返納については、その者及び一般の退職手当等は、<u>新退職手当法第十二条の三第一項の退職した者及び一般の退職手当等とみなして同条の規定を適用する。</u>この場合において、その返納は、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がさせることができるものとする。</u></p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号）（附則第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 3 附則 (略)</p> <p>4 (国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置) 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）による改正後の国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第六号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>1 3 附則 (略)</p> <p>4 (国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置) 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）による改正後の国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第三号の規定に該当するものとして同法第二条の三、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p> <p>5 (略)</p>

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（附則第七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置） 第八十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律の施行前に旧公社を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、日本郵政株式会社を同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置） 第八十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律の施行前に旧公社を退職した者に関する新退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、日本郵政株式会社を新退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）（附則第八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第三条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより新法の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、この法律による改正前の国家公務員退職手当法（以下「旧法」という。）第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第八条の規定による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号。以下この条及び次条において「法律第百六十四号」という。）附則第三項、附則第九条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下この条及び次条において「法律第三十号」という。）附則第五項から第八項まで、附則第十条の規定による改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号。以下この条及び次条において「法律第六十二号」という。）附則第四項並びに附則第十一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号。以下この条、次条及び附則第六条において「法律第百</p>	<p>附則 第三条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより新法の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、この法律による改正前の国家公務員退職手当法（以下「旧法」という。）第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第八条の規定による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号。以下この条及び次条において「法律第百六十四号」という。）附則第三項、附則第九条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下この条及び次条において「法律第三十号」という。）附則第五項から第八項まで、附則第十条の規定による改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号。以下この条及び次条において「法律第六十二号」という。）附則第四項並びに附則第十一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号。以下この条、次条及び附則第六条において「法律第百</p>

四十六号」という。) 附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新法第二条の四から第六条の五まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第六十四号附則第三項、附則第九条の規定による改正後の法律第三十号附則第五項から第八項まで、附則第十条の規定による改正後の法律第六十二号附則第四項並びに附則第十一条の規定による改正後の法律第四百四十六号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新法等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2

前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員²の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 五 (略)

六 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により同条の規定の適用について公庫等職員とみなされる者を含む。以下同じ。)若しくは新法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続き一般職員となったもの(その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。) 当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日

七 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて

四十六号」という。) 附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新法第二条の三から第六条の五まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第六十四号附則第三項、附則第九条の規定による改正後の法律第三十号附則第五項から第八項まで、附則第十条の規定による改正後の法律第六十二号附則第四項並びに附則第十一条の規定による改正後の法律第四百四十六号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新法等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2

前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員²の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 五 (略)

六 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により同条の規定の適用について公庫等職員とみなされる者を含む。以下同じ。)若しくは新法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となった者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続き一般職員となったもの(その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。) 当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となった日

七 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて

地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員若しくは新法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続き国営企業等の職員となつたもの（その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日以前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であつて、当該国営企業等の職員となつた日が当該国営企業等に係る適用日以後であるものに限る。） 当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

八 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となつた者若しくは施行日の前日に新法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続き一般職員となつたもの 施行日

九 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となつた者若しくは施行日の前日に新法第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在

地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員若しくは新法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続き国営企業等の職員となつたもの（その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日以前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であつて、当該国営企業等の職員となつた日が当該国営企業等に係る適用日以後であるものに限る。） 当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

八 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となつた者若しくは施行日の前日に新法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続き一般職員となつたもの 施行日

九 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者のうち職員から引き続き公庫等職員となつた者若しくは施行日の前日に新法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続き独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員とし

職した後引き続いて国営企業等の職員となったもの
 (当該国営企業等の職員となった日が当該国営企業
 等に係る適用日以後である者に限る。) 施行日

3 十 (略)

第六条 新法第六条の四の規定により退職手当の調整額
 を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成
 八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用に
 ついては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の
 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
 句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職 期間（ 平成八年四月一 日以後のその者 の基礎在職期間	（ 平成八年四月一 日以後のその者 の基礎在職期間
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一 日以後の基礎在 職期間
第四項第六号ロ	その者の基礎在職 期間	平成八年四月一 日以後のその者 の基礎在職期間

て在職した後引き続いて国営企業等の職員となった
 もの(当該国営企業等の職員となった日が当該国営
 企業等に係る適用日以後である者に限る。) 施行
 日

3 十 (略)

第六条 新法第六条の四の規定により退職手当の調整額
 を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成
 八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用に
 ついては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の
 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
 句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職 期間（ 平成八年四月一 日以後のその者 の基礎在職期間	（ 平成八年四月一 日以後のその者 の基礎在職期間
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一 日以後の基礎在 職期間
第四項第三号ロ	その者の基礎在職 期間	平成八年四月一 日以後のその者 の基礎在職期間

次の各号に掲げる職員であつた者に対する新法第六
条の四の規定の適用については、当該職員としての在
職期間は、同条第四項第六号ロに規定する特別職の職
員としての在職期間とみなす。

一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律
(平成八年法律第四十二号)による改正前の特別職
の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二
百五十二号。以下「特別職給与法」という。)第一
条第十二号の二に掲げる労働保険審査会委員

二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一
年法律第四十三号)による改正前の特別職給与法第
一条第十三号の五の二に掲げる行政改革委員会の常
勤の委員

三 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の
整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)に
よる改正前の特別職給与法第一条第八号に掲げる政
務次官

四 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第
百六十号)による改正前の特別職給与法第一条第十
三号の二に掲げる原子力委員会の常勤の委員、同条
第十三号の四に掲げる科学技術会議の常勤の議員及
び同条第十三号の四の二に掲げる宇宙開発委員会の
常勤の委員

五 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法
律(平成十三年法律第三十四号)による改正前の特
別職給与法第一条第十三号の六に掲げる航空事故調
査委員会の委員長及び常勤の委員並びに同条第十四
号に掲げる運輸審議会委員

六 行政機関の保有する個人情報に関する法律

次の各号に掲げる職員であつた者に対する新法第六
条の四の規定の適用については、当該職員としての在
職期間は、同条第四項第三号ロに規定する特別職の職
員としての在職期間とみなす。

一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律
(平成八年法律第四十二号)による改正前の特別職
の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二
百五十二号。以下「特別職給与法」という。)第一
条第十二号の二に掲げる労働保険審査会委員

二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一
年法律第四十三号)による改正前の特別職給与法第
一条第十三号の五の二に掲げる行政改革委員会の常
勤の委員

三 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の
整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)に
よる改正前の特別職給与法第一条第八号に掲げる政
務次官

四 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第
百六十号)による改正前の特別職給与法第一条第十
三号の二に掲げる原子力委員会の常勤の委員、同条
第十三号の四に掲げる科学技術会議の常勤の議員及
び同条第十三号の四の二に掲げる宇宙開発委員会の
常勤の委員

五 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法
律(平成十三年法律第三十四号)による改正前の特
別職給与法第一条第十三号の六に掲げる航空事故調
査委員会の委員長及び常勤の委員並びに同条第十四
号に掲げる運輸審議会委員

六 行政機関の保有する個人情報に関する法律

等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）による改正前の特別職給与法第一条第十三号の五の二に掲げる情報公開審査会の常勤の委員

七 法律第四百四十六号による改正前の特別職給与法第一条第十三号に掲げる地方財政審議会の会長

八 前各号に掲げる職員に類するものとして政令で定める職員

等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）による改正前の特別職給与法第一条第十三号の五の二に掲げる情報公開審査会の常勤の委員

七 法律第四百四十六号による改正前の特別職給与法第一条第十三号に掲げる地方財政審議会の会長

八 前各号に掲げる職員に類するものとして政令で定める職員

改正案	現行
<p>（最高裁判所の裁判官が退職した場合の退職手当の特例）</p> <p>第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第二条の四及び第六条の五の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条 第二条の退職手当は、退職手当法第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十二条第一項、第十三条第一項から第四項まで及び第七項から第九項まで、第十四条第一項（第二号を除く。）、第二項及び第六項、第十五条第一項（第二号を除く。）、及び第二項（退職手当法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項並びに第十七条第一項から第四項まで及び第六項の規定の適用については、退職手当法第二条の三第二項に規定する一般の退職手当とみなす。</p> <p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱い）</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外</p>	<p>（最高裁判所の裁判官が退職した場合の退職手当の特例）</p> <p>第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第二条の三及び第六条の五の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の二百四十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条 第二条の退職手当は、退職手当法第八条第一項、第十条第二項及び第五項、第十二条第一項及び第三項、第十二条の二並びに第十二条の三第一項の規定の適用については、退職手当法第二条の二第二項に規定する一般の退職手当とみなす。</p> <p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱い）</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外</p>

<p>2 (略)</p> <p>第六条 一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱いは、その者が退職した場合には、その者が退職した日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第十九条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>の者をいう。以下同じ。)となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第十九条第三項の規定は、適用しない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第六条 一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱いは、その者が退職した場合には、その者が退職した日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>の者をいう。以下同じ。)となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。</p>

○ 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律
 (昭和六十一年法律第七十六号) (附則第十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>2 1 附則 (略)</p> <p>日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定の施行後における第六条の規定の適用については、同条中「日本国有鉄道」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、同条第一項第一号中「職員」とあるのは「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第十一条第二項に規定する承継法人の常勤の職員」と、同項第二号中「国家公務員等退職手当法第十二条の二第一項」とあるのは「日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)附則第五条第四項の規定によりみなされて適用される国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の三第一項」とする。</p>	<p>2 1 附則 (略)</p> <p>日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定の施行後における第六条の規定の適用については、同条中「日本国有鉄道」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、同条第一項第一号中「職員」とあるのは「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第十一条第二項に規定する承継法人の常勤の職員」と、同項第二号中「国家公務員等退職手当法第十二条の二第一項」とあるのは「日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)附則第五条第四項の規定によりみなされて適用される同法第五十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十二条の三第一項」とする。</p>

○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第十二条 指定会社の職員に係る退職手当等の特例（指定会社の職員に係る退職手当等の特例） 第十二条 指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七條の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条及び同法第十九条第三項の規定を適用する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第十二条 指定会社の職員に係る退職手当等の特例（指定会社の職員に係る退職手当等の特例） 第十二条 指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七條の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>第十四条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のい ずれかに該当することとなつた場合には、その者は、 農林水産省令で定めるところにより、その支給を受け た特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければ ならない。</p> <p>一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以 内に農林水産省の職員（常時勤務に服することを要 しない者で農林水産省令で定めるものを除く。）と して採用されたとき。</p> <p>二 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 （平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定に よりなお従前の例によることとされる場合における 同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手 当法第十二条の三第一項の規定により支給を受けた 一般の退職手当等の全部又は一部を返納させられる こととなつたとき。</p> <p>3 2 （略） 政府は、特別給付金の支給を受けることができるこ ととなつた者であつてその支給を受けていないものが 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされる場合における同法第一条 の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条 の二第一項の規定による一般の退職手当等の支給を一</p>	<p>第十四条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のい ずれかに該当することとなつた場合には、その者は、 農林水産省令で定めるところにより、その支給を受け た特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければ ならない。</p> <p>一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以 内に農林水産省の職員（常時勤務に服することを要 しない者で農林水産省令で定めるものを除く。）と して採用されたとき。</p> <p>二 国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の規定 により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一 部を返納させられることとなつたとき。</p> <p>3 2 （略） 政府は、特別給付金の支給を受けることができるこ ととなつた者であつてその支給を受けていないものが 国家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定によ る一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分を受 けた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、 その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当 該処分が取り消された場合は、この限りでない。</p>

時差し止める処分を受けた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当該処分が取り消された場合は、この限りでない。

○ 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 この法律の施行前に従前の機構を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 この法律の施行前に従前の機構を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十三号）（附則第十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者の退職手当については国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）
（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては国立健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の産業安全研究所等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、産業安全研究所及び産業医学総合研究所を退職した者にあつては労働安全衛生総合研究所の、国立健康・栄養研究所を退職した者にあつては国立健康・栄養研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）
（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当については国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者については独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者については独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人畜改良センターを退職した者については独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人畜改良センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者については独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者については独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人環境技術研究所を退職した者については独立行政法人環境技術研究所の、独立行政法人国際農林</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者については独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者については独立行政法人種苗管理センターを退職した者については独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人畜改良センターを退職した者については独立行政法人畜改良センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者については独立行政法人水産大学校の、独立行政法人環境技術研究所を退職した者については独立行政法人環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者については独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人</p>

水産業研究センターを退職した者にあつては独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては独立行政法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者の退職手当については、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）
（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当については国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあつては独立行政法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあつては独立行政法人交通安全環境研究所の、独立行政法人海上技術安全研究所を退職した者にあつては独立行政法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空港技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人港湾空港技術研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては独立行政法人電子航法研究所の、独立行政法人海技大学及び独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海訓練所の、独立行政法人航空大学校の理事長職した者にあつては独立行政法人航空大学校の理事長</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあつては独立行政法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあつては独立行政法人建築研究所の、独立行政法人交通安全環境研究所を退職した者にあつては独立行政法人交通安全環境研究所の、独立行政法人海上技術安全研究所を退職した者にあつては独立行政法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空港技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人港湾空港技術研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては独立行政法人電子航法研究所の、独立行政法人海技大学及び独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航海訓練所の、独立行政法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

は、同法第十二條の二第一項に規定する各省各庁の長
等とみなす。

○ 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十九号）（附則第十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者の退職手当については国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の検査法人を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の検査法人の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の検査法人を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の検査法人の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成二十年法律第

号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 この法律の施行前に従前のセンターを退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、センターの理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>	<p>附則 （国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 この法律の施行前に従前のセンターを退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、センターの理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）
 （附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立言語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立言語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線</p>	<p>附則 （退職手当法の適用に関する経過措置） 第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者に 関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規 定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合 研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別 支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試セン ターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試セン ターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総 合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立 青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育 会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教 育会館の、独立行政法人国立言語研究所を退職した者 にあつては独立行政法人国立言語研究所の、独立行政 法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政 法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究 機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料 研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職 した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の 、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者 にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独 立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立 行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び 独立行政</p>

医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

独立行政法人国立文化財機構の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する</p> <p>（国家公務員退職手当法の特例） 第三十一条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下この項において「職員」という。）のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間（以下この項において「実施期間」という。）の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に使用される者（当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。）となるための退職（同法第四条第一項又は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続き実施期間の末日の翌日までに再び職員となった者（以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</p>	<p>2 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する</p> <p>（国家公務員退職手当法の特例） 第三十一条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下この項において「職員」という。）のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間（以下この項において「実施期間」という。）の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に使用される者（当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。）となるための退職（同法第四条第一項又は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続き実施期間の末日の翌日までに再び職員となった者（以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の三の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</p>

国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この項において「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一 国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五十五号）附則第三条から第六条までの規定により計算した額

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三 前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法

国家公務員退職手当法第二条の三の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この項において「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の三の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一 国家公務員退職手当法第二条の三から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五十五号）附則第三条から第六条までの規定により計算した額

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三 前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法

律の規定により計算した額

4 | 前三項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行われたときは、適用しない。

5 | 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当（その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第七項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関（次項及び第七項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（以下この条において「特例加算額」という。）の支払を差し止める処分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に関し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。

6 | 再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものを除く。）が行われたとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合に

律の規定により計算した額

4 | 前三項の規定は、再任用職員の退職前に、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、適用しない。

5 | 再任用職員が退職し、その者に対しまだ当該退職に係る退職手当（その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項において同じ。）が支払われていない場合において、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（次項において「特例加算額」という。）は、支給しない。

6 | 再任用職員が退職し、その者に対し当該退職に係る退職手当の支給をした後において、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等は、特例加算額に相当する額の全

7 | おいて、先の退職手当に關し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。

8 | 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

8 | 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第五項及び第六項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について準用する。

部又は一部を返納させることができる。この場合において、同法第十二条の三第二項の規定を準用する。

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第二十二條の二 恩給法第四十六條第三項の規定により、又は改正前の恩給法第四十六條第三項（改正前の恩給法第四十六條ノ二第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合においては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、退職手当・恩給審査会の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。</p>	<p>附則 第二十二條の二 恩給法第四十六條第三項の規定により、又は改正前の恩給法第四十六條第三項（改正前の恩給法第四十六條ノ二第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合においては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、恩給法第十五條に規定する審査会等の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。</p>

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第 号）（附則第十八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（恩給法の一部を改正する法律の一部改正） 第三十七条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。 附則第十五項中「<u>について</u>」の下に「<u>行政不服審査法（平成二十年法律第 号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。以下「旧行政不服審査法」という。</u>）の規定による」を加え、「<u>同条</u>」を「<u>恩給法第十二条</u>」に改める。</p> <p>16 附則第十六項を次のように改める。 前項の審査請求に関する旧行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、<u>処分</u>のあったことを知った日の翌日から起算して一年以内とする。 附則第十九項を削る。 附則第十八項中「<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）</u>」を「<u>旧行政不服審査法</u>」に改め、同項を附則第十九項とする。 附則第十七項中「<u>対して</u>」の下に「<u>旧行政不服審査法の規定による</u>」を加え、同項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に次の一項を加える。 17 旧行政不服審査法第十四条第三項の規定は、第十五項の審査請求については適用しない。 20 旧行政不服審査法第五十六条において準用する旧</p>	<p>（恩給法の一部を改正する法律の一部改正） 第三十七条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。 附則第十五項中「<u>について</u>」の下に「<u>行政不服審査法（平成二十年法律第 号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。以下「旧行政不服審査法」という。</u>）の規定による」を加え、「<u>同条</u>」を「<u>恩給法第十二条</u>」に改める。</p> <p>16 附則第十六項を次のように改める。 前項の審査請求に関する旧行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、<u>処分</u>のあったことを知った日の翌日から起算して一年以内とする。 附則第十九項を削る。 附則第十八項中「<u>行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）</u>」を「<u>旧行政不服審査法</u>」に改め、同項を附則第十九項とする。 附則第十七項中「<u>対して</u>」の下に「<u>旧行政不服審査法の規定による</u>」を加え、同項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に次の一項を加える。 17 旧行政不服審査法第十四条第三項の規定は、第十五項の審査請求については適用しない。 20 旧行政不服審査法第五十六条において準用する旧</p>

行政不服審査法第十四条第三項の規定は、第十八項の再審査請求については適用しない。

21 総務大臣は、第十八項の再審査請求の裁決を行う場合においては、退職手当・恩給審査会に諮問しなければならない。

22 第十五項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第四十三条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十年法律第 号）第七條第一項本文」に改める。

行政不服審査法第十四条第三項の規定は、第十八項の再審査請求については適用しない。

21 総務大臣は、第十八項の再審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。

22 第十五項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第四十三条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十年法律第 号）第十七條第一項本文」に改める。

改正案	現行
<p>（国家公務員共済組合法の準用） 第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第十二条から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第二百六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の</p>	<p>（国家公務員共済組合法の準用） 第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条及び第九十六条を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第十二条から第四項まで、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項</p>

三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。)中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「平均標準報酬額」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十七 条第一項	組合員若しくは組合員であつた者	加入者若しくは加入者であつた者
	、組合員が懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による	又は加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事

及び第三項の規定を除く。)中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「平均標準報酬額」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十七 条第一項	懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受けた	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された

減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受けたるときは又は組合員(退職した後再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第五条の第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分

由により解雇された

(略)		
(略)	組合員期間	又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けた
(略)	加入者期間	

(略)		
(略)		
(略)		

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）
 （附則第二十条関係）

改正案

（私立学校教職員共済法の一部改正）
 第五條 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
 （略）

第二十五條の表以外の部分中「及び長期給付」を削り、「第四十二條、第四十二條の二」を「及び第三項」に、「第五十條から第五十二條まで」を「第五十一條から第五十二條の三まで、第五十三條の六」に、「第九十六條及び第九十七條第四項」を「並びに第九十四條」に、「附則第十二條の二の二から第十二條の八の四まで、附則第十二條の十、附則第十二條の十一、附則第十二條の十二、附則第十二條の十三、附則第十三條の九から第十三條の九の五まで、附則第十三條の十（第七項を除く。）、「附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二」を「並びに別表第一」に改め、「第七十六條第一項（各号列記以外の部分に限る。）」、「第九十七條第一項」を削り、「附則第十二條第一項」を「並びに附則第十二條第一項」に改め、「附則第十二條の四の三第四項並びに附則第十二條の六第二項及び第三項」を削り、「標準報酬」とあるのは「標準給与」を「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬月額」と

現行

（私立学校教職員共済法の一部改正）
 第五條 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
 （略）

第二十五條の表以外の部分中「及び長期給付」を削り、「第四十二條、第四十二條の二」を「及び第三項」に、「第五十條から第五十二條まで」を「第五十一條から第五十二條の三まで、第五十三條の六」に、「及び第九十六條」を「並びに第九十四條」に、「附則第十二條の二の二から第十二條の八の四まで、附則第十二條の十、附則第十二條の十一、附則第十二條の十一、附則第十二條の十二、附則第十二條の十三、附則第十三條の九から第十三條の九の五まで、附則第十三條の十（第七項を除く。）、「附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二」を「並びに別表第一」に改め、「第七十六條第一項（各号列記以外の部分に限る。）」を削り、「附則第十二條第一項」を「並びに附則第十二條第一項」に改め、「附則第十二條の四の三第四項並びに附則第十二條の六第二項及び第三項」を削り、「標準報酬」とあるのは「標準給与」を「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬月額」と改め、「組合員期間等」とあ

（傍線部分は改正部分）

に改め、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」とを削り、同条の表第四十一条第一項の項中「（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第一百六条、第一百零四条及び第一百零八条において同じ。）」を削り、同表第四十七条第二項の項を削り、同表第五十二条の二の項中「第五十二条の二」を「第五十二条の四」に、「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に、「第十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

(略)

るのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」とを削り、同条の表第四十一条第一項の項中「（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第一百零四条及び第一百零八条において同じ。）」を削り、同表第四十七条第二項の項を削り、同表第五十二条の二の項中「第五十二条の二」を「第五十二条の四」に、「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に、「第十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

(略)